

## 令和7年第3回総務教育常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年9月18日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題  
(1) 議案第4号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(2) 議案第8号 契約の変更について  
(3) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について  
(4) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 平田新子委員長・小田川敦子副委員長  
伊藤仁委員・徳本光香委員  
石原淑行委員・久保田江美委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
執行部  
市長 笠井喜久雄  
総務部長 永井康弘  
教育部長 大高一穂  
人事課長 本橋真由美  
秘書課長 山本敏行  
公共施設マネジメント課長 片桐啓  
危機管理課長 松田浩明  
選挙管理委員会書記長 齊藤祐二  
教育総務課長 落合一矢  
教育部参事 山本高寿  
生涯学習課長 西口武雄  
文化センター長 高花宏行
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純  
係長 會卓也

主 事 金 子 直 史

## 委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、平田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○平田新子委員長 皆様、おはようございます。観測史上一番に暑い夏だったそうで、その中でも、今日は観測史上で一番遅い猛暑日だそうです。暑いといいますと、9月13日から世界陸上東京大会が行われております。9月13日に七次台中学校を卒業されました守選手が100メートルの予選に出られました。8時半にテレビの前でわくわくしながら観て、こっちが走っているような気分で熱くなりました。いろいろ活躍する方、それぞれいらっしゃいますけれども、執行部の皆様、委員の皆様はここが活躍の場ですので、今日も貴重なお時間で大切に審議をよろしくお願ひいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

## 市 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。今、平田委員長がいろいろなお話をさせていただきましたので、私のほうからは、100歳以上の方の紹介をさせていただきたいと思います。

今年も敬老の日があって、100歳以上、白井市内になんと26人。25人が女性、1人が男性です。今日から100歳のお祝いの方に一軒一軒回っていこうと思うんですが、年々100歳以上の方が増えているのが現状であります。ですから、人生100年時代にだんだん近づいているかというふうに感じておりますので、今後とも健康づくり施策を推進していきたいと思っています。

それでは、本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託をさせていただきます12議案を、それぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。本日の総務教育常任委員会では議案第4号、議案第8号及び議案第10号のうち、総務教育常任委員会が所掌する科目の3議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、平田委員長にお願いいたします。

## 会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○平田新子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、総務教育常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

委員、執行部の皆様に申し上げます。発言の際は、必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

(1) 議案第4号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 これから日程に入ります。日程第1、議案第4号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、まず、提案理由の中にある、公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙運動用ビラ、それから選挙運動用のポスターの単価が改定になるということですけれど、この施行令の一部改正というのは、どの時点の改正になるのか、依拠するところを確認したいと思います。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 それでは、お答えいたします。

今回の公職選挙法施行令の一部改正につきましては、令和7年、政令第200号で改正をされました公職選挙法施行令の一部を改正する政令、それから、令和7年総務省令第57号をもって、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令というのが公布されまして、そちらが令和7年6月4日に公布をされたものでございます。6月4日をもちまして施行をされているものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。今紹介いただいた依拠する法の改定の部分は、今回提案になるもの以外にはどのような改正がありましたか。今回は、条例の対象となる単価の改定ということになりますけれども、それ以外で改正になっているものがあると思うので、御紹介いただきたいと思います。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

今委員おっしゃいましたとおり、今回の条例改正につきましては、市が法律に基づいて公費負担ができるものについて条例で定めておりますので、その分の単価の改定となります。今回の法改正によりまして改正されたものにつきましては、幾つか種類がありますので、御紹介させていただきますと、まず、選挙公営限度額の引上げということで、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に關しまして、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費にかかる限度額が、現行単価7円95銭のところが、改修正単価で8円62銭、こちらが3万5,000枚以下の場合の1枚当たりの単価になります。3万5,000円を超える場合につきましては、1枚当たり6円88銭のところが7円46銭、それ以外ですと、選挙運動用の自動車等の立札及び看板類の公営の作成の単価の改定、それから選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営の単価の改定などがあります。それから、個人演説会場の立札看板類の作成の公営の単価の改定などが改修正をされているものです。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。今御紹介にあったのが、衆議院議員及び参議院の選挙のとき、そのときに改定になった部分の地方自治体、国の選挙の時点で改定になった部分が地方自治体のほうにも下りてきたということで、単価の数字は違うんですけど、倣って変更になるという点では承知をしました。

それで、政令のほうで見ると、今、金額にひもづく改定の部分の紹介があったんですけど、改修正する政令の概要の中を見ると、不在者投票管理者の要件が緩和になったり、点字投票で使用することができる点字の追加関係であったりとか、ソフト面での改定というのも法令の中にあります。条例とは直接、今回の条例には関係はないんですけど、選挙に關した、いろんな意味で投票しやすい環境づくりが推進されているという点では、市のほうの対応は、これに倣って拡充していくんでしょうか。

○平田新子委員長 小田川副委員長に申し上げます。議案は、この部分ですので、これに関係ないということは、答えられるんだったらお答えいただきますけれども、いかがでしょうか、齊藤書記長。

齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 今、具体的にお話しされた内容について、この場で具体的に回答することはちょっと難しいところがございますけれども、法律改訂の趣旨に基づきまして、選挙管理委員会でも適切に対応していければなと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 質疑はこれでないものと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方いらっしゃいますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決することに御賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○平田新子委員長 全員賛成ということで、起立全員でございました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

## (2) 議案第8号 契約の変更について

○平田新子委員長 日程第2、議案第8号 契約の変更についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願い申し上げます。

質疑ございますか。石原委員。

○石原淑行委員 それでは、今回の契約変更ということで、特例措置に準じてということでありますけども、特例措置の内容についてちょっと伺いたいと思います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 では、この特例措置についてお答えさせていただきます。

国土交通省のほうから、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置という通知が、市のほうに発出されております。同日付で、技能労働者の適正な賃金水準の確保についてというような文書も一緒に通知されているところでございます。この内容に基づき、今回、特例措置という形で変更させていただいているんですけども、どういった内容かといいますと、対象となる工事につきましては、令和7年3月1日以降に契約締結する工事、このうち、予定価格の積算に当たって、旧労務単価、こちらは令和6年以前の単価を使っているもの、こういったものについては対象となるという形になります。趣旨といたしましては、現場で働く作業員たち、職人たち、こういった方々の適正な賃金水準の確保、こういったところを促し、技能労働者の待遇改善を図る環境整備に万全を期すようにというような内容の要請でございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 御説明のとおりということで、作業員等の人工費等も含めてということで、今回特例措置のとおりに、計算月に合わせたというか、それに合わせて変更したという、そこだけの認識でよろしいでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。久保田委員。

○久保田江美委員 本会議の大綱的質疑の中でも、契約、労務単価の調整なので、労務単価の上昇分だけの部分での改定だと思うんですけれども、そうではなくて、物価上昇分も少し入っているというようなことがお話にあったと思います。ですので、このスライド条項と、一応、新労務単価に変えるほうの違いというのを、少し教えていただいていいですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちら、スライド条項と特例措置の違いについてでございますが、スライド条項につきましては、物価上昇が発生した時点、もう既に契約をされているものが対象となります。スライド条項につきましては、契約書のほうで物価上昇に関する情報がございますので、そちらで、契約書のほうで記載もございます。

特例措置につきましては、先ほども石原委員のほうで御説明させていただいたとおり、まだ契約は済んでいないもの、あるいは、3月1日以降に契約を締結する工事、こういったところが対象となるということで、そういうところで対象となる工事が少し違うというところがございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 特例措置のほうなんですけれども、本来は、恐らく、物価高騰の部分というのを反映されないものだと思うんですけれども、今回、反映されたというところの経緯についてもう少し詳しく伺っていいですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃる御指摘のとおり、本来であれば、物価上昇というところは含まれないんですけども、今回の場合は、新労務単価と、当初契約時点での物価による積算に合わせなくてはいけないところがございます。これは、国交省のほうの通知のほうにも記載があるんですけども、契約時点というのはいつかといいますと、6月に契約をしておりますので、その時点で労務単価等上昇しておりますので、その時点の金額に置き換えることによって、物価上昇分も見込まれているという形になります。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。徳本委員。

○徳本光香委員 今回、議案概要も議案の説明を見ましても、変更の理由というところに、労務単価の改定に伴いというのが一番メインの変更理由のように見えたんですが、よくよく大綱的質疑で聞いて初めて、国が定めた特例措置に基づきというところに結構重要な内容があるということが分かりました。そのことを一切説明なかったんですけど、それはどうお考えでしょうか。こちら、審査する側として、今回の問題意識を改めて持ったんですけど、市民の方々から、これって適正なんですかと聞かれたんです。莫大な公共事業全般について。こういうふうに、増額分の額と労務単価の改定というだけで書いてあると、あたかも労務単価のみのように思えるんです。それで、念のため質問したら、全く違っていたし、計算式もオープンに、内訳が出せないような特殊な複合単価というものだったということが分かったんですけど、議案のこの説明についてというのはどうお考えですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回、議案の説明のほうには、国交省からの労務単価の改定ということで、特例措置という形で記載させていただいているところですが、この特例措置のほう、我々、通知を見ているんですが、その中にも、計算式として、物価上昇分という形の記載もございましたので、そういったところで、労務単価と共に適正に積算した結果だと思っておりますので、今後につきまして、委員御指摘のとおりで、少し工夫をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 ぜひお願いします、全く分からなかつたので。

そもそも私たち共産党は、この説明不十分なまま自校式給食を廃止する改修というものには、もともと本体の予算でも反対させていただいているんですけど、その時点で旧単価で計算していたということも今回分かつたんですが、そもそもスケジュール的に、なぜ旧単価でやらなければいけなかつたのかということがすごく疑問なのでお聞きしたいんです。今回の改修、1回、一般競争入札をやろうとしていて、その時期も3月を過ぎていますよね。2月14日に新労務単価が告示されていて、3月から適用というのが本来のはずですよね。最初の入札というのは2月25日で、もう新労務単価になつてはいるはずなんんですけど、そこで旧のまま予算とか出されて、その後になって新しくしますといつて4,200万上がるということで、すごく不思議に思っているんですけど、大綱的質疑、昨日聞いたところ、その後、分からなくて窓口で聞いたところによると、労務単価とか材料費とかいろんなものが入つていてすごく複雑なので、一括して何倍とかにするという掛け算で簡易的に計算するのが複合単価だと。簡易的に計算できるのであれば、新労務単価が出された後、計算し直しというのもできるんじゃないかなと思っているんです。なぜ最初の入札のときに、旧労務単価にしなければいけなかつたんですか。

○平田新子委員長 よろしいですか。落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 これは、最初のというのは、一般競争入札の経緯でお答えさせていただきたいと思います。

最初の一般競争入札につきまして、2月25日に競争入札の公告をさせていただいているところでございます。したがいまして、2月25日、その以前にもう設計が固まっている、あるいは内部の審査会であったりとか手続を経て入札公告をさせていただいているところでございますので、その時点ではまだ労務単価の上昇分というのは、当市としても入手していない時期でございますので、令和6年の旧労務単価での積算をして入札を公告させていただいたというところになります。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 もう一度、後半部分の質問をお聞きするんですけど、旧労務単価から新労務単価に計算し直すというのは、今のデジタルの時代だったらそんなに手間はかかるないじゃないかという、素人ながらに思っているんですけど、それは間に合わない、絶対に間に合わないということなんですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 白井市の場合だと、千葉県の営繕工事の単価を使用させていただいているところでございまして、市のほうが作業して、その複合単価をつくれるかといいますと無理なところがございますので、県のほうも2月に入ってからだったと思うんですけども、作成して、市のほうに送付していただいておりますので、そういったところで1回目の入札時点では、そういった新しい単価というのも来ていなかつたので、変更はしていないところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 2月25日の最初の一般競争入札の公告の時点で、10日間たっていますけど、千葉県の新労務単価の情報が来ていないということですか。来ていなかつたということですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 2月25日にあったかどうかというのは、ちょっと今、現時点では不明なところでございますが、入札に付す場合ですけども、やはり内部の手續等もございますので、その日、例えば新単価で再積算できたとしても、いろんな手續を踏んでいくことになりますので、そういったところで時間的な余裕はないかという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員、よろしいですか。

○徳本光香委員 続けて構いませんか。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 一応説明を聞いたんですが、一貫していろんな説明、いろいろな手續があってとい

う辺りとか、こちらとしても不明だと、納得するにはちょっと不明な点があると感じました。

その次に、予定価格をなくしてしまったということで、実際には最初の入札はやらずに、4月23日に中止して、次の20社を指名競争入札するということになったんですけど、それは4月23日です。それはもう2か月、新労務単価が提示されてからたっているんですけど、そこでも、なお新労務単価でやれなかつた理由というのは何でしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 1回目の入札の中止が、4月23日に中止をさせていただいているところでございます。その後、指名競争入札に切り替えて周知をさせているんですけども、この入札中止までの期間、決定から次の指名競争入札に切り替える期間というのが、それほど時間的な余裕がなかつたということと、あと、この工事につきましては、夏休み工事をかなりボリュームを多くやる工事でございますので、そういういたところの工事の進捗にも影響するところがございましたので、入札は、あらかじめ入札公告に、この指名通知のほうに、旧労務単価を使用しているということを記載させていただいて入札を公告しておりますので、その辺は入札の公平性であつたりとか、そういういたところは担保されているものだと考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 それでは、複合単価という計算方法のことを初めて昨日知りましたが、これだと4,200万円強の増額分のうち、実際の人件費部分、平均すると6%ぐらい新労務単価で上がつたと思うんですけど、実際の人件費部分が大体どのぐらいで、ほかがどのくらいという割合も全く分からぬわけですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃるとおり、今回千葉県の単価を使わせていただいているんですけども、そのほとんどが複合単価という形で、労務費と材料費、あと下請経費であつたり雑費だったり、こういったところが全て含まれた複合的な単価になっておりますので、そういういたところで労務と材料という抽出というところができないところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 複合単価の計算方式しか使えないんでしょうか、今回の契約では。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 契約というか設計時点でのお話をさせていただきたいと思います。

優先順位といたしましては、県の単価が一番信頼性が高いという形で位置づけているものでございますが、県の営繕単価のほうにないもの、こういったものもございます。そういうしたものに関しては、市販されている書籍、いわゆる物価本と言われているものとか積算資料であつたりとかコスト、

情報というような書籍がございますので、そういった書籍を使う、あるいはそれでも掲載がないものに関しては、メーカーの見積りを取ると、複数社の見積りを取る、そういったことで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 もう一度確認ですが、一番信頼性があると考えているので、複合単価が示されいたら、もうそれを取らなきやいけないというルールがあるんですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらにつきましては、県の運用がございまして、そういったところに基づきまして、一番優先順位の高い千葉県の営繕単価を使わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員、よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 複合単価を取るメリットとデメリットについて伺います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 メリットといたしましては、積算のほうが簡素化できる、スムーズに積算ができるというところが1つ挙げられると思います。

デメリットといたしまして、品目というか、工事の種類、そういったところに限りがございますので、全てを網羅しているわけじゃないというところはデメリットではないかという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 大綱的質疑からいろいろ聞いたり、個人的にお聞きして理解をしようとしているんですけど、今日の質疑を聞いて、またちょっと混乱してしまったので、もう1回整理する意味で、重複するかもしれないけど、すみませんが、質問します。

まず、この議案の中の3ページにある変更の理由です。変更の理由で、労務単価の改定に伴いと書いてあるけれども、実際は労務単価以外の物価上昇分もあると。だけど、それに関しては、この変更理由の中に書いていないが、特例措置という言葉の中に、それらの労務単価以外の上昇分も意味合いとして含まれているんだ、だから、労務単価以外の値上がり部分も、今回はこの4,200万の金額の中に入っているんですというのは、この理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今度、その次に、特例措置の捉え方なんですが、別に委員会のほうに提出していただいた資料の中に、この特例措置とはという囲みがあるんですが、その中にも、あえて今聞いた、確認したような内容が分かりやすくは入っていなかったので、それは何で書いていないんだろうというところも疑問がありながら、そもそも複合単価という言葉を今回の議案の中で使わなかつた理由というのは何でしょうか。複合単価により積算して云々とかという計算の仕方をこの中に入れなかつたのはどうしてですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 複合単価というのは、設計時点で積算を行う場合に使う、いわゆる単価でございますので、今回、議案に載せる、載せないというところではないのかという形で考えております。積算するための手段という形になります。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。あえて議案には入れないけど、聞かれたら、こういうふうにやりましたということで説明するための積算方法、手段だということですね。分かりました。

そうすると、もう一つ確認が、この複合単価を使って計算する、計算というか、複合単価を使って計算するケースに関して、最初に、スライド条項と特例措置の違いについてと確認されていましたけど、そのときの特例措置の内容に関しては、対象となる案件が違うということと、違いの基準は何かというと、令和7年3月1日以降に契約したものとお答えになっていましたけど、これは、すなわち複合単価方式は、まず、契約基準が令和7年3月1日以降のものと理解しても、そこは大丈夫ですか。違う。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 重複するところがあるんですが、複合単価というものは積算をするに当たっての手段でありまして、複合単価以外のものも、先ほど徳本委員のところでも少し説明させていただいたとおり、複合単価を使うものもありますし、書籍の掲載単価を使うものもありますし、メーカーの見積り使うものもございますので、それは工事の作業ごとに使っている単価は違うという形になりますので、それが、この特例措置だからその単価を使うとか、スライド条項だからその単価を使うという理解ではないということでお答えさせていただきます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。さっき述べていた基準というのは、そもそも複合単価方式というものとは別の話だということなので、別の話ということでいいんですよね、そうしたら。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 次に確認したいのが、そもそもの6月16日に契約を締結した時点の積算方法なんんですけど、ここは複合単価方式ではなく、いろんな単価を積み上げて計算しているんですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 複合単価方式というか、複合単価というのは、積算する上での1つの手段、単価を採用するための手段でございますので、この契約した基となる設計に関しましては、予定価格をつくるための設計といたしましては、複合単価も使いますし、先ほどと同様ですけど、書籍も使っているものもございますし、メーカーの見積りを使っているものもございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。もともとはもともとで設計をしたものでやって、今回の議案の対象になっている部分は、上昇分だけの、だから、全体の例えば労務単価が1,300円が1,500円に値上がりになったといったら、1,500円というものを基準にするんじゃなくて、値上がりした分の何百円か分だけが、ほかの物価上昇分と合わせて複合単価として改修面積にかけて4,200万円になった。あくまでも単価は、単価の積算としては、もともと対象となるものと重複はしていない、上昇分だけを複合的に単価として、今回、4,200万円という数字になって提案しているということで大丈夫ですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 ちょっとお答えになるか、ちゃんとした答えになるか分からんんですけども、まず、物価等、労務単価等が上昇する前の価格がございます。再度、この上昇した分の単価を入れ替えて再積算したもの、その差額として今4,000万円ほどの差額が出ていますので、それが上昇分という形で、最終的な変更金額ということになっています。

○平田新子委員長 挙手をお願いします。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今の説明でよく分からなかつたので、もう1回お願いします。

○平田新子委員長 すみません、特例措置というものの中に労務単価もあり物価上昇もあり、それで、もう一つ別の言葉として複合単価というのも出て、その辺をきちんと整理して答弁をお願いしたいと思います。落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 まず、小田川委員の複合単価という、そこが食い違いがあるのかと思いまますので、少し御説明させていただきますと、具体的に言いますと、例えば塗装工事があるということを想定させていただきますと、複合単価というのは、塗装でいくと、1平米当たりどのぐらいの値段がするかというところの金額になりまして、それを、通常であれば労務費と材料費、あと下請経費であったり雑費というようなものを個別に積算して積み上げていかなくちゃいけないところを、平米当たり単価で、それを全てコンプリートしたような単価をつくっていくんです。ですので、そういった複合的な単価、労務費も入っているし資材費も入っている、そういうものを複合単価と呼んでおり

ます。

ですので、その中で、積算と言われているものは、積み重ねていって最終的に金額を出すというような形になりますので、その一番下部のところ、細目内訳と言われているところなんんですけども、そこは数量と単価を掛ければこの作業に対しての金額が出るというような形になります。この単価が複合単価になっているか、あるいは物価本を採用している単価になるか、メーカーの見積りの単価になっているか、そういったところになりますので、上昇分は割合で算定しているわけではなくて、再度積算をして、差額分を変更金額という形にさせていただいているところです。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長、よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 変わった部分だけを差額として見るんじゃなく、A-Bイコールその差額が契約金額の変更だよというような計算方式になるということですね。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 小田川委員のおっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長、よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。単価自体に重複がないという、本当に純粹に上昇分だけが結果とした変更の契約金額になるということが理解できました。ありがとうございます。

そこで理解した次第気になるのが、複合単価は結局いろんな上昇分も、使っているものも使っていないものも、市としては、入ってしまう複合なのか、もしくは純粹に市として使っているものだけが複合的に集まった単価として使っているのか。要するに、余計な上昇分まで複合的に加味されて、変更分として支払うことになるんじゃないかなというところが、次に確認したいところなので、そこをお願いします。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 複合単価というものは、一つ一つの作業にひもづいているもので、その作業をやっていないところまで及んで金額を上昇させているわけではございませんので、そういった重複はされていないという形で認識をしているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 重複はしないということで、分かりました。

ただ、結果として、複合単価方式で出た数字と、もしかしたら一つ一つ上昇分だけを積み上げていたものと、金額に差異が出て高くなっているんじゃないかなという、こういった契約するに当たって不要な金額で、高い金額で設定していないかという、こういった確認というのは、これは市としては行うことなんですか。それとも、複合単価を使うということがもう第1優先であるから、そういった検証というものはあえてしなくてもいいということになるのか。この金額の妥当性というところが分

からないので、そこを確認させてください。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 先ほども御説明させていたとおり、複合単価につきましては、重複するようなことはございません。一度変更前の、当初の契約の基となる設計をしたものしか、労務だったり物価だったりというものは上げていませんので、そういったところで本当に純粋に上がったものだけ変更している、上昇させたりしているという形になりますので、そういった問題はないのかなという形で認識しているところでございます。

以上になります。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。払い過ぎはないということで、確認、分かりました。

あと、複合単価方式についてなんですかと、結局、千葉県として、どの単価を使うかという優先順位みたいな、そういったことが、指導というかガイドラインみたいな、そういったものがあるかと思うので、同じケースになれば、どこの県内の自治体も同じ方法で、こういう複合単価方式をどう使って計算するんだろうなって、そこは想像なんんですけど、理解できるんです。ただ、そうではあっても、この複合単価方式を使わないという、そういった選択肢は、市としては、こうじゃなくてこっちのやり方で金額を決めるんだというような、そういった選択肢みたいな、そういったことはあるんですか。もうこれは千葉県が決めたことであれば、このケースにおいては複合単価方式を使うということが、絶対とまでいかないかもしれないけど、第1優先として決められていることなんですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 工事となると、建築と土木と積算方式も違いますので、建築に関してお答えさせていただきたいと思います。

建築に関しては、一番優先順位は千葉県の単価だという形で運用はしているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 第1優先が複合単価方式であって、優先を守らないといったらすごくいい表現ではないけれど、その選択をしないという、そういったことはあり得るんですか。もう決まっているから絶対複合単価方式でやるということが絶対的な選択肢なのか、そこを確認したいんです。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 大規模な改修工事、今回みたいなものを対象にちょっとお答えさせていただきますと、やはり先ほど徳本委員のところでもお答えしたとおり、かなり複合単価を使うことによって簡素化されるというところもございますので、こちらの業務としても、かなり簡素化されますので、そういったところで千葉県の営繕単価というところを使わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、2人で聞いていることにすばり1回答えてもらいたいんですけど、その優先順位というのは守らなきやいけない、法的なとか規定なんですか、複合単価というのは。使わせていただいているという答え、どうしているかという答えじゃなくて、絶対使わなきやいけないというルールがあるのか、それとも一つ一つ積み上げる方式を取る可能性もあるのかということを聞きたいんです。ほかの方法は取れないのかという疑問がちょっとあるんです。取っちゃいけないですか。それとも、それを自分で選んでいるということですか。優先順位を誰が決めているのですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 千葉県の運用を準用させていただいているところでございますので、そういったところで一番千葉県の営繕単価というのが、県内の単価でございますし、一番信頼性があるのかという形で考えています。書籍物であると、千葉県の単価がなかつたり、東京はあるんだけど、千葉県がなかつたりというところもございますので、そういったところで、優先順位としては、一番が千葉県の単価を使わせていただいているといったところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 市が信頼性があると思って選んでいるんですね。複合単価を使わなきやいけないという何かルールがあるわけではなくて、一般的にそういう優先順位が高いと考えている、信頼性があると思っているから、市がそれを選択しているんですね、ほかの選択肢の中から。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 市もそうですし、県のほうもそういった運用をしていますので、そうだと考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほど小田川委員がおっしゃったんですけど、複合単価の場合、先ほどデメリットをお聞きしたんですけど、当然のことなんですけど、複合なので、1個ずつ実際に本当に値上げしたものがどのくらいかというのを計算した場合より高くなっていても分からぬし検証もできないというデメリットが大きいと私は考えているんです。なので、その複合単価が適正か、信頼しているとおっしゃっていたので、多分確認していないと思うんですけど、複合単価で出た値段が実際に1個1個積み上げたよりも高いか安いかということは検証したりすることはあるんでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 特に行っておりません。

○平田新子委員長 すみません。ここで、私、質問したいと思いますので、委員長、副委員長の交代

をお願いいたします。

○小田川敦子副委員長 それでは、委員長の交代により、副委員長の小田川が進行を務めさせていただきます。

何か質疑のある方。平田委員長。

○平田新子委員長 すみません、私、もっと単純に考えているんですけど、同じものをつくるのにいろんなものが上がって、同じものをつくるのに足したりも減ったりもしない、同じものをつくるために、まず労務単価が上がりました、物価上昇によって、例えばさっきおっしゃっていた1平米当たりのペンキの値段も上がりました。いろんなものをメーカーとか書籍とか、そういうものを調べて、結果が複合単価になるのであって、最初から複合単価方式というんじゃないなくて、労務単価も材料費も物価上昇も全部含めたら複合単価という形になるのかと思っていて、この議案に出ている上昇分というのは、これを解決しなければ、最初に設定した同じものができない分の値上がり分という理解でよろしいでしょうか。

○小田川敦子副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 平田委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○小田川敦子副委員長 平田委員長。

○平田新子委員長 業者と協議をされたということありますけれども、その協議に関しては、何かを足したり引いたりとかということではなく、最初につくりたいと思う、そのままをつくることに関して協議をしたという認識でよろしいか確認させていただきます。

○小田川敦子副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 平田委員のおっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 ありがとうございます。結構です。

○小田川敦子副委員長 では、交代いたします。

○平田新子委員長 委員長を交代させていただきました。

ほかに質疑ございますか。徳本委員。

○徳本光香委員 今委員長がお聞きして、昨日の答弁でもあったと思うんですけど、事業者と市で協議した内容というのを、もう1回、簡単でいいんですが、確認したいです。

○平田新子委員長 これは議場で答弁が一度あったかと思いますけれども。

○徳本光香委員 よく分からなかったんです。経緯と協議内容がよく分かっていなかったので、もう一度お聞きしたい。旧労務単価で計算するけど、後で審議できますよねという内容でよかったです。

○平田新子委員長 執行部がちょっとお時間かかっているようなので、ここで休憩を取りたいと思います。ちょうど11時まで、もうちょっと、11時5分までの休憩といたします。執行部、その間に答弁御準備をお願いいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○平田新子委員長 皆様、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑の続きでございました。ほかに質疑ございませんか。答弁よろしいですか。落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 先ほど徳本委員から御質問ありました、変更に関する協議という形で御回答させていただきます。

協議につきましては、本件につきまして、16日に契約を締結しているところでございますが、17日付で、受注者から契約変更に関する協議の請求書が提出されているところでございます。その後、受注者に対しまして、協議開始を7月1日とするような旨の通知をさせていただいて、契約変更に係る額を適切に下請契約や従業員の賃金等に反映することを書面で確認した後に、契約変更の協議を進めることを決定いたしました。こういったところで協議を進めた経緯でございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員、よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 今回の変更に関して、事業者の方が協議したいと言つてきて、市のほうは、余分で払ったならそれをちゃんと下請業者などに行きますねということを確認するような協議を行つたということですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 協議すると共に、書面でも確認をしているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方ございますか。徳本委員。

○徳本光香委員 こちらの議案8号に反対の討論をいたします。

実は、今までこういった公共工事、本当に今もですけど、無知過ぎるというところがあつて、問題点を指摘できないのであれば賛成だという消極的な賛成をしてきました。でも、この間、やはり市民の方からも、市が企業誘致、企業誘致と言つてはいる中で、支出についてはどうなんだという目で傍聴や視聴されている方が何人もいらっしゃいます。その中で、今回のように、何千万円、何億円という単位で予算が可決されている中で、自分たちはちゃんとその説明ができるのかという視点に立つて考えたところ、今回についても、これが適正ですと言えないと思ったので、反対します。

幾つか理由がありまして、そもそも自校式給食廃止ということに対して、十分な理解を得ずして説明をする責任からも、責任者が逃げながら、この改修をやっているということで、大本の方針にも反対です。

もう一つは、新労務単価でそもそも計算できたのではないかという疑問が、やはり質問しても拭えません。複合単価という方式を使うと、膨大な計算式から逃れて簡易的にできると言いながら、いろんな手続があるので、2月14日に新労務単価が発表されても、県が出さないとか、2か月たったときでも新労務単価でできないとされているその背景を聞きましたけども、納得ができない。簡単だということと間に合いませんということの矛盾があると感じています。また、議案の出し方自体も、今回4,200万ほどで労務単価の改定と国の特例措置ですと書いてあるんですけど、これでもし賛成したとしたら、資料請求もせず、質問もせず賛成するとしたら、全く何の、人件費なのか何かも理解しないまま賛成するということになってしまふ。こういった議案の出し方自体、問題ではないのかということ。

また、何度も質問しましたが、複合単価ということに絶対の信頼があるし、簡易的だってメリットは分かったんですが、1度も私たちは4,200万円の妥当性とか、一つ一つ積み上げた場合に対して適正かどうかという確認ができない。もしかしたら高くなるかもしれないけれど、検証のしようがない方式だということどころも、一度ちょっと確認してみてほしいというか、納得させてほしいという思いがあります。

それからこの議案自体以外にも、今までも、学校のことだから遅れちゃまずいからという大きな人質がありながら、追加しないとできないんです、後から分かったんですというような後づけで何千万円も追加されるということがとても多くあるので、こういったことをなるべく阻止したいという思いも含めて反対します。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成の討論の方いらっしゃいますか。久保田委員。

○久保田江美委員 議案第8号契約の変更について、賛成の立場から討論いたします。

今回の契約変更は、当初契約金額12億1,000万円に対し、変更後の金額が12億5,236万8,700円となり、その差額は4,236万8,700円、率にして約3.5%の増額であります。この増額の理由は、国土交通省が毎年改定している公共工事設計労務単価の引上げに伴うものであり、御承知のとおり令和7年3月からの新労務単価は全国平均で6%程度の上昇、主要職種においても同程度の上昇が示されております。もっとも、工事全体の費用の中で労務費が占める割合というのは2割から3割程度にとどまるため、単価上昇率そのままではなく、工事全体で見れば3%から5%程度の増加幅に収まるのが一般的であります。今回の3.5%の増額は、まさにその範囲内であり、全国的な傾向から見ても妥当な水準と考えます。もちろん、最終的な妥当性を確認するには、当該工事の積算内訳における労務費比率、そして当初契約時の落札率を照合することが必要でありますが、全国的な労務単価改定の幅と比較し

ても、本市の契約変更に特段の違和感はなく適正に処理されたものと判断いたします。

以上の理由から、本議案は労務単価改定に伴う適切な契約変更であり、速やかに承認すべきものと考えます。

以上です。

○平田新子委員長 次に、反対討論の方、いらっしゃいますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 次に、賛成討論、いらっしゃいますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 以上で討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○平田新子委員長 起立多数です。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について

○平田新子委員長 日程第3、議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行われないようお願いいたします。また、現員現給予算については質疑をお控えください。

質疑については、まず、歳出から順番に、一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。13ページ、1項議会費については、現員現給です。

14ページ、2款1項1目総務費、一般会計費、会計年度任用職員人件費を除くについて質疑ござりますでしょうか。

次、14ページの2款1項2目広報広聴費及び2款1項5目財産管理費について質疑はありますか。

ここ、一緒に、同じページですので。質疑はございませんか。

次のページにいきます。15ページから16ページにかけて、2款4選挙費、及び16ページ2款6項の監査委員費について、これは現員現給となります。

少し飛びまして、25ページから26ページ、8款消防費、災害医療対策に要する経費を除くについて質疑はありますでしょうか。25ページ、26ページの消防費に続き、26ページから30ページにかけて、9款教育費について質疑はございますでしょうか。石原委員。

○石原淑行委員 それでは、30ページになります。9款教育費、5項3目学校給食費、2)の学校給食センター運営に要する経費、10の需用費の賄い材料費1,310万5,000円について、このところをお伺いさせてもらいます。

賄い材料費は、米の高騰の影響によるものと聞いておりますけども、この2,310万5,000円は、全て米の分ということの認識でよろしいでしょうか。ほかの材料費は入っていないのか、それを伺います。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 米の値上げ分だけでございます。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、米の高騰のみということで、政府が用意した備蓄米があると思うんですけども、備蓄米は学校給食センターには入っていますでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 入ってきておりません。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。石原委員。

○石原淑行委員 今の御答弁で、給食センターには備蓄米は入っていないということだったんですが、やはり学校給食という部分もあって、一定量のお米をしっかりと安定的に供給するということが、やはり学校給食としては必要という部分もあって、そういう意味でも、確実に入るという部分で契約しているところということでは、備蓄米は入っていないということで、そういう認識もあったのでしょうか。再度伺います。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 学校給食では安定的な供給が確保できることが最優先となること、それから米の品質管理のための保管可能な量に限りがあることなどから、現状では備蓄米を使うことは考えておりませんという回答でよろしいでしょうか。

○石原淑行委員 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ありますか。徳本委員。

○徳本光香委員 2か所まとめてなんですが、27ページの3)の小学校施設管理に要する経費の除草業務委託料2万円と、同じ内容なんですけど、28ページの3)の中学校のほうの同じ施設管理の除草業務委託料1万2,000円、追加のところです。今年度からシルバーに委託してくださった除草作業の追加だと思いますが、1日、この契約内容です。1週間のうち2日間まで、1日3時間上限として1校当たり25日間の作業ということで契約されたそうですが、これだと足りなかつたということでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらの補正金額につきましては、シルバー人材センターより最低賃金改正に伴う請負業務契約単価の改正というものがございまして、千葉県の最低賃金が64円引上げとなっているところがございますので、今後作業する分、これは10月3日以降のものが対象となるんですけども、その分の64円を見込んだ補正額とさせていただいております。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 27ページになります。9款2項1目、4) 小学校教育環境向上事業の200万円増額補正の分ですが、修繕料の不足ということでの計上でした。具体的に、どういったことで不足に至ったのか教えてください。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 修繕費につきましては、枠的予算で計上させていただいているところでございますが、今年度につきましては、小学校のほうで、突発的な修繕が、件数的にはそれほど多くはないんですけども、1件当たりの金額が少し上昇傾向がございましたので、今後不足が見込まれるということが予想されましたので、200万円補正させていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、次に、戻るんですけど、26ページになります。9款1項4目の学校事務費、2)の補助教員配置事業です。説明では、不登校対策で七小と三小に配置をするということでしたが、このことについてもう少し具体的な説明をお願いします。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 児童の不登校対策として、白井第三小学校及び七次台小学校に校内教育支援センターを設置することに伴い、所要額を計上するものであります。現在、白井第三小学校においては補助教員の配置が進んで、七次台小学校について、今、補助教員として働いてくれる方を探しているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、三小と七小で開設時期にずれが出てくるのかと受け止めたんですけど、その辺り、実際にこのセンターが利用できるめどというのは、両方の学校はどのような状況ですか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 実際には実施時期の差が出ると思いますが、教育支援センターについては、教

室は用意できますので、今いる職員で対応したり、人的にも少ないとこもあるんですけども、工夫して行ったりして、人が見つかり次第すぐ配置できるように努力したいと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうすると、教室のリフォームというか、使えるような状態になれば、子どもたちが通えるように、職員体制としても整えて、新しく採用するかどうかは別にしても、足りなければ学校で工夫をして、部屋さえできれば子どもたちが利用できるという状況と理解して大丈夫ですか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 実際にそのように工夫している学校もございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

今までの教育費26ページから30ページ、質疑なければ先に。徳本委員。

○徳本光香委員 すみません。先ほどの除草業務委託料について、ちょっと追加で質問いたします。

先ほどの御回答だと、最低賃金アップ分のみということだったので、除草作業自体の増加ではないということでした。実際に複数の学校で、まだ保護者の方にボランティアを頼んで、猛暑の中、草刈りがやられているということを聞いていますけれど、足りている、足りていないの調査ですか、追加を考えるということはしているんでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回、今年度からこの除草作業業務委託をシルバー人材センターにお願いしているところでございますので、各学校で今後、初年度でございましたので、御意見は承ろうかという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ページは30ページになります。9款5項3目の学校給食費、2)学校給食センター運営に要する経費です。先ほど、賄い材料費として、お米だけ物価高騰分の不足分の増額補正ということでしたけれど、これは具体的にいつから年度末ぐらいまでの不足分の補正になるんでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 4月から3月分でございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長、よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 4月から3月は1年分。

○山本高寿教育部参事 1年間ということです。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。1年分の予算として少なくなる見込みとして、増額ということですか。今までだと、大体、現行の予算だと、例えば10月ぐらいになくなりそうだから、それ以降の分を追加で補正するみたいな説明だったんですけど、どれくらい不足なのかという部分の説明をお願いします。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 年度当初は1キロ605円で契約していたんですけれども、実際には米の高騰によって705円になりましたので、その差額分の補正をかけさせていただいたということになります。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 予算では605円、単価1キロ605円だったものが、今は705円ということになると、これは4月に入ったときから605円では買えていなかったということですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

次に、その下の委託料なんですが、学校給食センター維持管理運営業務委託料について、説明では、ここの委託料が改定になったという御説明でした。もう少し詳しい説明をお願いします。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 サービス対価AとBというのがございまして、Aについては、令和16年7月31日まで契約期間となっておりますので、変更はございません。Bにつきましては、施設の維持管理費用相当額を運営費相当額に関わる固定料金分と、給食1食当たりの単価に関わる変動料金に分かれておりますので、固定料金、変動料金ともに維持管理運営業務期間中の物価変動に対応するため、見直しの周期を1年に1回としており、前回の改定が行われたときと比べて1.5%以上の変動があった際は改定を行うことになっておりますので、その運用の取決めによって今回徴収をしたものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 1.5%以上の変動があったので改定したというところで、分かりました。

給食費と給食費の設定単価と、もう一つ、何かも変わったという御説明だったので、それがそれぞれ幾らから幾らに変わったのか、そこを教えてください。

○山本高寿教育部参事 もう一度よろしいですか。

○小田川敦子副委員長 給食1食分の設定金額が幾らから幾らに改定されたのか、もう一つ、給食の前に、ガス代か何か、施設維持管理費の改定になったというお話をしたから、それも当初の予算から、幾らから幾らへ変更になったのか、具体的な数字で教えてください。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 まず、給食費、1食につきましては、改定前が6.17円、改定後が6.32円です。

2つ目の御質問ですが、当初、2億8,162万8,640円の予定でしたが、これが2億8,914万3,925円になりました。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 どれがどれだからちょっと分からなかつたので、もう一度確認します。施設維持管理が6.17円から6.37円に値上がりで、給食が、全体の見込みが、2億162万8,640円が2億8,943万へ値上がりということでいいですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 給食費が6.17円、1食6.17円から6.32円になりました。

○平田新子委員長 山本教育参事、数字のところは少しゆっくり目に言っていただけないとありがたいです。

○山本高寿教育部参事 では、繰り返しになりますけれども、給食1食当たりが6.17円から6.32円、それから施設につきましては、当初2億8,162万8,640円が、2億8,914万3,925円と変更になりました。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この給食のほうなんんですけど、1食6.17円から6.32円というのは、これは何の単価になりますか。1食分じゃないですよね。この6.17円、6円というのがちょっと分からぬ。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 この数字は人件費、1食当たりにかかる人件費になります。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。1食当たりの人件費がということですね。ありがとうございます。

それで、これはいつからいつまでの値上げの値上げでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 令和7年度の4月1日から3月31日までになります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 これ、もう予算のとき、予算が始まる前にもう値上げが確定していたということですか。お米のほうは理解ができるんですけど、この人件費が、年度が始まった途端に値上げの対象になっているというのは、それはどうしてですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 毎年7月にサービス対価についての価格改定がございますので、それを基に変更させていただきました。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 7月に見直して、年度初めまで遡って改定になるという契約という理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

教育費26ページから30ページ、ほかに質疑ございませんでしょうか。

それでは、次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして、11ページ、15款2項5目消防費、国庫補助金について質疑はございますでしょうか。  
11ページです。歳入17ページ15款2項5目、ないですね。

次に、12ページ、21款3項2目雑入ということで、会計年度任用職員と雇用保険負担金について質疑はございますでしょうか。ありませんか。

質疑はないものと認めます。

次に、総務教育常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。ページ、6ページをお開きください。防災費行政無線同報系、これの再整備事業について質疑はありますでしょうか。継続費補正、今挙げている。ないものとしてよろしいですか。

それでは、次に、総務教育常任委員会が所掌いたします債務負担行為補正について質疑を行います。

7ページ御覧ください。まず、清水口小学校エレベーター信号入出力基盤修繕費修繕料及び中学生平和使節団派遣等委託料について質疑はございますでしょうか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 中学生平和使節団派遣等委託料について伺います。8年度に実施する分の平和使節団の派遣に関する手配を繰上げて債務負担行為区分という説明、お話だったんですけど、7年度に初回初めて実施したこの使節団派遣が、7年度に何か委託の内容として変更になる点等ありましたら御説明お願いします。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 大きく変更となることについては、現在検討しておりません。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、反対討論の方いらっしゃいますか。徳本委員。

○徳本光香委員 議案10号、補正議案に反対の討論をいたします。

1点、14ページの10) の人事事務に要する経費についてです。昨日、質疑で出ましたので、今日は確認していませんが、子ども子育て支援基金創設のためのシステムを変えるということで、子育て支援金自体への賛否ではなく、財源に関わる制度ということで反対いたします。

まず、国は、社会保障費に全部使うといって消費税どんどん上げてきたわけです。ですから、そこから使えばいいのではないかということで、別の社会保障費である後期高齢者の医療のほうや、高くて払えない人も出ている国保税のほうから取るべきではないということで、そのための予算には反対いたします。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成の討論の方がいらっしゃいますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 ほかに討論ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○平田新子委員長 それでは、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○平田新子委員長 起立多数です。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### (4) 閉会中の継続調査について

○平田新子委員長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○平田新子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたします。よって、総務教育常任委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時44分